

〈論文〉

## 聖徳太子の留学者たち

泉 敬 史

古代日本の中国王朝への留学者派遣を初めて記した史料は『隋書』である<sup>1</sup>。それは西暦607年のことで、送られた人数は数十人、全員が沙門、つまり僧侶だった。日本の史料はこれに関する記述を残しておらず、留学者の記載が初めて見えるのはその翌年、三回目になる遣隋使に同行させた学生四人、学問僧四人の名前を『日本書紀』が記している<sup>2</sup>。

もっとも、『隋書』が記したのは「倭国」からの来訪であって「日本」からではない。中国王朝にとって「倭国」とは、『漢書・地理志』が小国家分立と歳時の朝貢を伝え<sup>3</sup>、『後漢書・倭伝』が「倭奴国」への金印下賜を伝え<sup>4</sup>、『魏志・倭人伝』が記した女王卑弥呼から『宋書・倭国伝』<sup>5</sup>に見える讃・珍・濟・興・武と続く五人の王へと、為政者の名前は変われども、一貫して「倭国」であることに変わりはなかった。つまり、この留学者を同行させての遣使も、隋王朝にとっては「多利思比孤」<sup>6</sup>、つまり「倭国」王が、開皇二十年(600)に続く二回目の遣使<sup>7</sup>をよこしたということで、それまでと同じく「倭国」からの遣使ということに変わりはなかった。しかし送り出した側にとっては、それまでとは一線を画した新たな意志をもって発遣したものだだった。

607年に遣使した「其王多利思比孤」とは「其王」とある以上推古天皇を指すことになり、推古天皇元年(593)四月に立った皇太子、聖徳太子が摂政を務めており、太子が隋の煬帝に「日出処天子、致書日没処天子」と<sup>8</sup>、王として国書を送ったとも考えられる<sup>9</sup>。推古天皇即位による女帝の誕生は、日本にとって初めてのことであり<sup>10</sup>、これはただならぬことであった。

日本は雄略天皇に比定される倭王武の上表以降<sup>11</sup>、中国王朝への使者派遣を長く歴史にとどめていない。それを再開したのが西暦600年、第一回遣隋使の派遣であった。隋が統一王朝を成した十一年後、推古天皇即位の八年後のことである。そして、この時期の朝廷における皇室の立場は、いま述べたようにただならぬものであった。初めての女性天皇が即位し、その摂政<sup>12</sup>として立った太子は、施政者として遣隋使の発遣を決断する。そこには当然ながら新たな外交方針があったはずで、その方針は、皇室のただならぬ立場をあ

るべき立場に引き戻す、新たな秩序を作り出すことに向けられたことだろう。古代日本における入隋・入唐留学者の登場は、それだけ強く中国王朝の先進文化が求められた証しであるという文脈で語られることが多い。だが、渡来系の登用や朝鮮半島国家との外交を通じて従来もそれは行われてきた。だとすれば、遣隋使発遣に伴う留学者の登場は、文脈で語られるのではなく、むしろ、推古朝あるいは聖徳太子が掲げた新たな外交方針として捉えられるべきだろう。

聖徳太子は冠位十二階を制定し<sup>13</sup>、十七条憲法の文を起こし<sup>14</sup>、内教を高句麗僧慧慈に学んで法華経や勝鬘経を講じるほどに通暁し<sup>15</sup>、外典は博士覚智<sup>16</sup>に学んで内外共に通じ、一度に十人の訴えを聞いたという<sup>17</sup>。『書紀』はこれら推古朝の事績を太子を讃美する文飾の中に散りばめて伝えるが、「東宮聖徳」、「厩戸皇子」、「豊耳聡聖徳」、「豊聡耳法大王」、「上宮厩戸豊聡耳太子」等の多彩な名号を持つことも<sup>18</sup>、鑑真が語った、天台慧思が日本の皇子に転生したという時空超越の伝承も<sup>19</sup>、すべて史料に残された太子をめぐる実存する伝えである。これは正誤にかかわらず、史料や伝承や文学が伝えるパースペクティブ、つまり、総体的な見方、全体像として捉えられよう。聖徳太子は日本史の中でもっとも有名な人物の一人である。しかし、太子は天下を統一したわけでもなく、王朝を開いたわけでもない。であるならば、太子のパースペクティブはいったい何に起因したものなのだろうか。

入隋遣使の開始以降、二百三十八年間<sup>20</sup>、あるいは二百九十四年間<sup>21</sup>にわたるいわゆる遣隋・遣唐使時代が幕を開ける。冒頭述べた607年の発遣、つまり第二回遣隋使から留学者の足跡は文献に見え、それは最後の遣唐使となった承和五年(838)まで継続される。その間に「倭国」は「日本」へと国名を変え、律令国家に姿を変え、護国仏教を盛隆させ、といった歴史の流れを連鎖させていくが、留学者たちがそこで果たした役割を考えると、まさに太子(のパースペクティブ)が打ち出した外交方針が見事に結実していったと言えるであろう。そして、皇室をあるべき立場に引き戻そうとした太子の意志は、大化改新と壬申の乱という大変革を経た後に、古代日本にとって現実のものとなったと言えるのではなかろうか<sup>22</sup>。

太子は日本史でもっとも有名な人物のひとりであるとすでに述べた。それを支えるもしもこれが太子のパースペクティブだとすると、それは『古事記』や『日本書紀』に記された、八世紀初めの、古代日本の王朝が示そうとしたパースペクティブと通底する。つまり、天孫降臨から神武天皇東遷を経て、皇室による対立者の平定を述べ、それが推古朝あるいは持統朝という近過去にまでつながることで示された皇室の正統性ならびに皇室権威の正当性と、互いに響き合うのである。これは太子の意志を引き継いだ日本王権の意志であるともとらえられ、留学派遣という国家的な事業が継続された背景にも、古代日本を貫い

た太子に始まるこの意志が機能していたように思われる。

この長い遣隋・遣唐使時代に受容された大陸文化の数々が、その後の日本が多分野にわたって今にまで至らせた多くの様式の根底になったのはよく言われる通りである。留学者たちの手を経てそれらは伝わった、というのもよく言われる通りであろう。ただし、留学者たちの存在を伝書鳩のごとくに貶めるわけにはいかない。文字を持たなかったわれわれの祖先が、漢字を自家籠籠中の物とするのに要した時間と苦心を挙げるまでもなく、持ってきたからといってそれが受容できるわけではない。持ってくるためではなく、受容するための役割を留学者たちは果たしている。ここに、敢えて留学者を派遣する必要が生じるのである。

しかし、いくら必要が生じて、それを可能にする環境が整うことが先決であろう。そこにはまず言語の問題があった。朝鮮半島からの人的派遣に対しては、ことばでの対話、文字での対話の両方に対応可能な言語となると、それは漢字という文字を持つ漢語ということになる。『書紀』応神天皇十五年条に、百済王から遣わされた阿直岐という人物が現れる。献上された良馬二頭の飼育人のような立場にも見えるが<sup>23</sup>、この阿直岐が経典を解し、太子菟道稚郎子の師となる。翌年には天皇の求めに応じて王仁が遣わされ、同じく太子菟道稚郎子に諸典籍を教え始める<sup>24</sup>。このあたりから外交交渉によってもたらされた人的派遣を受けての文化受容が始まったのだとすると、応神天皇を『宋書・倭国伝』に見える倭王讃に比定するならば、それは五世紀初めだったことになる。そこでの教えは、それまでの渡来者・渡来系によるものとは違い、漢語を使用言語とせざるを得ない教育だったはずである。倭国からの中国王朝への遣使は、南朝梁の武帝元年（502）で途切れ、その後隋開皇二十年（600）の第一回入隋遣使まで九十八年間記録に残されていないが、その間も朝鮮半島経由での研鑽は続けられていく。そして、その成果を体現したのが聖徳太子、あるいは太子に付与されたパースペクティブということにもなろう<sup>25</sup>。同時に、留学者の派遣開始そのものが、留学に適う人材の育成が整ったという意味で、大きな成果の現れと見ることもできる。

さて、言語の問題があったと述べたが、それは単に、外国語である漢語に不慣れであるといった今日的な問題だけではない。日本語という言語の原初について陳述する力を筆者は持たないが、それが文字を持たない言語であったことは共通認識とされているようである。ということは、古代日本人がたとえ漢語に精通したとしても、それを日本語に翻訳はできても、日本文に翻訳することはできなかつたことになる。しかしそれでは文化の受容は捗らない。そこで漢字で書かれた日本語に翻訳することが求められたわけである。このたいへんに困難な要求との格闘を古代日本はいつ頃から始めていたのだろうか。

例えば注5に示した『宋書・倭国伝』のおしまいに見える倭国王武の上表文は、古代日本が発した「国書」引用の、われわれが目にするのできる最古のものとして捉えられるが、中国王朝への「国書」である以上、言うまでもなく漢文表記である。この、「国書」を携えて朝貢するという行為が、中国正史に見える倭国からの遣使のすべてで行われていたとするならば、『漢書地理志』の時代まで遡ることになる。つまり、『史記』が成った紀元前94年以降『漢書』が編まれた紀元92年までの間に、日本列島に割拠した小国家の中に、すでに漢字という文字を使って漢文で国書をものする人々がいたことになる<sup>26</sup>。これは言うまでもなく、本論が論考しようとする入隋・入唐留学者の時代よりもはるかに以前のことであり、中国文化の受容が国策化するずっと前から、漢字の受容は行われていたことになる。従来文字を持たなかったいにしへの日本人は、中国王朝との外交という必要にかられて、漢字を使って漢文をものする技能習得を進めた。漢文でしたためた国書を携えた使者を朝貢させることで、奴国も邪馬台国も倭の五王たちもそれぞれの目論見を果たそうとした。つまり、中国との国際関係を成立させ、それを維持することを目的として漢字という中国文化は受容された。しかし、それと同時に、文字の持つ力に魅せられたことだろう。漢字を知れば外交ができる。その成果のひとつが、『魏志・倭人伝』に登場する塞曹掾史張政である。彼は、狗奴国との戦いを有利に收拾するために邪馬台国が要請し、派遣された魏からの使者だった<sup>27</sup>。交易もできる。「漢倭奴国王」や「親魏倭王」の金印は、中国王朝との朝貢貿易が生み出す利の独占を可能にしたことだろう。そして何よりも、文字は情報の伝達を口伝から文伝へと変え、広範に伝えられしかも記録としても残せる点で、統治の方式と規模を劇的に変えたはずである。また、漢字や漢文の習得は、中国の先進文化全般を手に入れる手段の獲得に他ならず、さらに、東アジア世界の共通言語としてもそれは機能するのである。これは同じく漢字を受容しながらも、定着させることはなかった北あるいは西アジアとは異なる点で、その分より大きな力となって、まさにその世界に位置した日本にもたらされたわけである。しかしこれを国内的に機能させるとなると、漢文での伝達には質、量、速さのすべてで制限が加わる。そこで、文字が持つ力を最大限に発揮させるために、日本語を漢字で書き表すことが求められたのである。

では、漢字で書かれた最古の日本語とは、どこに見られるのだろうか。それは当然ながら国内向けに起こされた文章であり、中国の史料に求めることはできまい。すると現存する最古の典籍である『古事記』に残されているのだろうか。『古事記』の成立は和銅五年(712)、聖徳太子の時代を下ることほぼ百年後のことである。「正五位上勲五等太朝臣安麻呂謹上」と記された序によれば、正月二十八日に上・中・下の「並録三卷」が時の元明天皇に「謹以献上」されている。この「記序」が語る『古事記』成立の原点は、「暨飛鳥清

原大宮御大八洲天皇御世」,つまり天武天皇の詔によるものだった<sup>28</sup>。そこには、天皇はこう詔したと記されている。

「朕聞きたまえらく、緒家の賣る帝紀及び本辞、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふ。といへり。今時に当たりて、その失を改めずば、未だ幾年をも経ずしてその旨滅びなむとす。これすなはち、邦家の経緯、王化の鴻基なり。故これ、帝紀を撰録し、旧辞を討覈し、偽りを削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ。」

つまり、この時代すでに帝紀・旧辞（本辞）が諸氏の家々に賣（もたら）されており、そこには虚偽が多いので、これを撰録、討覈して実を定めて後世に伝えたいと詔したわけである。「記序」は以下のように続く。

「時に舍人ありき。姓は稗田、名は阿礼、年はこれ廿八。人と為り聡明にして、目に度れば口に誦み、耳に払るれば心に勅しき。すなはち、阿礼に勅語して帝皇日繼及び先代旧辞を誦み習はしめたまひき。然れども運移り世異りて、未だその事を行なひたまはざりき。」

原文は漢文で、傍点した部分は「令誦習帝皇日繼及先代旧辞」と記されている。「令誦習」、つまり誦み習わさせられたというのは、「目に度れば口に誦む」ほどの学識と、「耳に払るれば心に勅す」ほどの記憶力を持つ稗田阿礼に、勅語した「正実」な帝紀・旧辞を音読させ、記憶させたということであろう。今日風にいえば、稗田阿礼は漢文で書かれた帝紀・旧辞を漢文訓読し、それを記憶したのである。あとはその記憶に従って、訓読された、つまり日本語化された帝紀・旧辞を文字化する、おそらく最大の難問が残された。しかし難しさの故であろうか、それは、「然れども運移りて世異りて、未だその事を行なひたまはざりき」とあるように、天武天皇の御世には果たされずに終わったのである。さらに「記序」は続く。

「焉に於いて旧辞の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯れるを正さむとして、和銅四年九月十八日をもちて、臣安万呂に詔りして、稗田阿礼の誦む所の勅語の旧辞を撰録して献上せしむといへば、謹みて詔旨の隨に、子細に採り摭ひぬ。」

和銅四年（711）とある以上、これは元明天皇の詔である。こうして、『古事記』編纂事業は再開された。天武期からそれなりの年月が経過している。試みに、後で触れるが、『日

本書紀』天武十年（681）に見える、同じく『帝紀』等の記定を詔する記事から起算すると、三十年後のことになる。往時二十八歳の若者だった阿礼も、すでに五十八の齢を重ねていたのかもしれない。

しかし彼の記憶は、消去されてはいなかった。

「然れども、上古の時、言意並びに朴にして、文を敷き句を構うること、字におきてすなはち難し。已に訓によりて述べたるは、詞心に逮ばず、全く音をもちて連ねたるは、事の趣更に長し。ここをもちて今、或は一句の中に、音・訓を交へ用ゐ、或は一事の内に、全く訓をもちて録しぬ。すなはち、辞理の見え巨きは、注をもちて明らかにし、意況の解り易きは、更に注せず。また姓に於きて日下を玖沙訶と謂ひ、名のおきて帯の字を多羅斯と謂ふ、かくの如き類は、本の隨に改めず。」

安万呂はこのような言葉と文字の格闘を演じながら、阿礼の誦習を文字化していったと記しているのである。

ところで、以上のように見てくると、『古事記』編纂には二つの意図が関わっていたように思われる。それは「帝紀を撰録し、旧辞を討覈し、偽りを削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ。」という意図と、日本語で書き表すことを強く意識するという二つの意図である。前者が天武天皇の意図であったことは「記序」にある通りであるし、後者についても、阿礼に勅語して帝皇日継と先代旧辞を誦習させたとある以上、同じく天皇の意図だったと認められる。これを踏まえた上で、『日本書紀』天武天皇十年（681）三月丙戌の条を見てみたい。

丙戌。天皇御于大極殿。以詔川嶋皇子。忍壁皇子。広瀬王。竹田王。桑田王。三野王。大錦下上毛野君三千。小錦中忌部連子首。小錦下阿曇連稻敷。難波連大形。大山上中臣連大嶋。大山下平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事。大嶋。子首親執筆以録焉。

「令記定帝紀及上古諸事」、これを川島皇子をはじめとする十二人に命じているのである。これは「記序」が記した『古事記』のそれとは、大きく編纂方針を違えている。十二人の編集委員会が組織され、役割分担まで明記されている。上述した二つの意図の内、前者の意図は共有するが、誦習は誰にも求められず、つまり後者の意図は排除されている。

この相反はどうしたことだろう。また、この十二人が進めた編纂事業の成果はいったいどこに結実したのだろうか。これについては『古事記伝』の時代から諸説が出されているが、



同じ天武天皇の発意であることから、『古事記』編纂に向けての前後の事情と捉えられることが多いようである。あるいは、阿礼に「勅語」するための、「正実」な帝紀・旧辞を整えるための編集委員会のようなものであったのだろうか。

それはともかく、「記序」および上記した『書紀』の引用を通して見て取れるのは、天武天皇によって示された、帝紀・旧辞の改訂に託された明確な意志であろう。また、もしも上述した編纂方針の相反を、『古事記』編纂に向けた前後の事情ではなく、『古事記』とは別の編纂事業との相反と捉えてみると、そこには『古事記』にもう一つを加えた二書を書き、その二書を使い分けようとする意図が見て取れる。すなわち、皇室の正統性と皇室権威の正当性を宣布するという意志が、国際的には漢語表記によって、一方では、日本語的表記を極力高めることによって国内に対してもより広く深く早く実現されることが託されたのではなかったか、ということである。「日本」という新しい自前の国名を初めて冠する国史『日本書紀』が成立せられるのは元正天皇の養老四年（720）五月、約四十年も後のことである<sup>29</sup>。十二人の編集委員の多くはすでに鬼籍に入り、あるいは老い、これに関わる術を絶たれたはずである。しかしこれを、聖徳太子に始まる古代日本を貫く意志としてとらえてみると、『古事記』の編纂が天武天皇を叔父とし舅とする元明天皇に引き継がれたように、『書紀』の編纂が天武から元明を経て、さらに元正天皇へと母娘継承された可能性を否定することはできまい。

さて、これほどまでに「正実」が求められた帝紀・旧辞であるが、その出自をたどろうとすると、自ずと以下の記事に立ち戻ることになる。

『日本書紀』推古天皇二八年（620）条：

是歳。皇太子。嶋大臣共議之、録天皇記及国記。臣、連、伴造、国造、百八十部并公民等本記。

同皇極天皇四年（645）六月条：

己酉、蘇我臣蝦夷等臨誅。悉焼天皇記。国記。珍宝。船史惠尺即疾取所烧国記而奉献中大兄。

すなわち、聖徳太子と蘇我馬子によって議られ、天皇記、国記、本記が録されたが、その後乙巳の変の際に天皇記は失われ、国記は船史恵尺の手で火中から救われ、中大兄に献上された。ここに残された国記と本記をもって、帝紀・旧辞とのつながりを考える以外の手

立てを持ち得ないとするならば、古代日本が継承させたのは、聖徳太子の意志だけではなく、太子が議り、そこに記録させたであろう「邦家の経緯，王化の鴻基」という、宣布すべきパースペクティブそのものだったということにもなる。

さて、推古天皇十六年に派遣された八人の留学者は、明記されたその姓名（注2）から、全員が渡来系であった可能性が高い。留学に適う人材が渡来系からより早く多く輩出されるのは理に適ったことであろうし、『書紀』に初めて留学者の派遣が記載され、しかも姓名が粗略なく列記された点で、この八人は高配を賜ったと言えそうである。留学者を派遣する必要がいかにも生じようとも、それを可能にする環境が整うことが先決だったと先に述べたが、整えられるべき環境の一つ、派遣する人材の育成が、聖徳太子の施政下で着々と進められ、秀才の誉れ高い人材が、満を持して、ここにいよいよ派遣されるといった気配が感じられる。隋との関係強化によって、当時冷戦下にあった新羅を牽制するという政治的な要求も動員し、太子はついにプランを実行に移したのである。

一方、同じく太子が希求した天皇記および国記に託した精神は、上記した天皇記消失の記事を見る限り蘇我家の邸宅に収蔵され、いわば封印されて停滞を余儀なくされていた。太子は施政者ではあったが最高権力者ではなかった。施政者の立場を生かして、国益に適うという大義に依拠した留学者の派遣に着手し、そこに皇統者としての意志を託することはできたが、文字の力を生かして、皇室の正統性と正当性を宣布するという機能性を発動することはできずにいた。しかし古代日本の皇室は、この封印を中大兄、後の天智天皇が解き、それを天武天皇が国家的編纂事業へと昇華させ、元明・元正天皇が成立させるという形で太子の意志を継承し、結実させた。また、そこに至るプロセスの要所に、留学者とその周縁の人々が存在感を残している。たとえば国記を救い出した船史恵尺は入唐留学僧道昭の父であるし<sup>30</sup>、乙巳の変を深謀する中大兄と中臣鎌足（『書紀』では鎌子）に「周孔の教え」を説いたのは「高配を賜った留学者」の一人、南淵漢人請安だった<sup>31</sup>、といった具合にである。

太子にできなかったことが、百年以上の時間をかけながらも実現されたということは、太子にとっての蘇我馬子的存在が、その百年をかけて排されていった結果に他ならず、つまり、皇室主権の実現と重なることになる。太子はこれを「武力」ではなく「文力」で成し遂げることを構想し、留学と文字がもたらす力にその切なる思いを託した。

『日本書紀』推古天皇二九年（621）二月条：



二十九年春二月己丑朔癸巳。半夜厩戸豊聡耳皇子命薨于斑鳩宮。

この時点ですでに帰国を果たしていた遣隋留学者は認められない。もっとも早くても、倭漢直福因や恵濟、恵光、恵日等の、二年後の七月帰朝の記事が見えるのみである<sup>32</sup>。また、上述した通り、天皇記、国記、本記を録させたのはこの死のわずか前年のことである。つまり太子は、構想の種をまくだけで、着床や実りには接することなく世を去ったことになる。

中国文化の受容を主権の確立・強化に寄与させるという方式は、倭国の時代から繰り返された倣いでもあるが、その受容結果を現代日本にまで深く広く継承させたという点で、また、皇統を万世一系化させた点で、太子の構想はそれまでとは比べものにならない強い力を創出した。利用するために寸借するのではなく、血肉とするために受容することを太子は発願し、古代日本がそれを引き継ぎ、留学者たちに役割が与えられた。遣隋・遣唐使時代を通じてこの役割は自ずと変遷を遂げていくが、仮に彼らを役割別に区分するならば、太子の手で派遣された留学者たちは、先駆者・開拓者と区分されることになる。

一方文字、すなわち漢字は、中国文化を受容・着床させる土壌づくりの役割を担わされた。漢字はシュメールやヒッタイトの楔形文字、エジプトのヒエログリフと同じ表意文字であるが、他の文字が四世紀末には顧みられなくなったのに対し、いまだに現役で、翳りの気配すら見せない唯一の表意・表語文字である。表意文字は、いわゆる表音文字と比べると、読むのも書くのも覚えるのも明らかに難度が高く、それが自己淘汰を招いた原因にも数えられようが、ひとつ漢字のみがその轍を踏まない事実には、中国文化の力の強さを感じずにはいられない。その漢字に、太子は役割を担わせ、後代に引き継がせた。

留学と漢字。この二つがもたらした「文力」が、太子が描いた文化受容を実現に導いた。この二つを主軸に据えることで、太子の構想は、太子亡き後に誕生した日本という国を、現代日本にまで深く広く日常的に関連づける強い力を持ち得たのである。

本稿は札幌大学海外研修制度による研修期間（2012年4月から1年間、中華人民共和国浙江工商大学東アジア文化研究院）の研究成果の一部である。

- 1 『隋書』卷八十一列伝第四十六「倭国」（以下『隋書・倭国伝』とする）大業三年（607）条：  
其王多利思比孤遣使朝貢。使者曰，聞海西菩薩天子重興佛法，故遣朝拜。兼沙門數十人來學佛法。其  
国書曰，日出処天子致書日沒処天子無恙云云。帝覽之不悅。謂鴻臚卿曰，蛮夷書有無礼者，勿復以聞。
- 2 『日本書紀』推古天皇十六年（608）九月条：  
辛巳，唐客裴世清罷歸。則復以小野妹子臣為大使，吉士雄成為小使，福利為逸事，副于唐客而遣之。  
爰天皇聘唐帝，其辭曰，東天皇敬白西皇帝，使人鴻臚寺掌客裴世清等至。久憶方解，季秋薄冷，尊何如。  
想清悉，此即如常。今遣大礼蘇因高，大礼乎那利等往。謹白，不具。是時，遣於唐国学生，倭漢直福因，  
奈羅詠語忠明，高向漢人玄理，新漢人大国，学問僧，新漢人日文，南淵漢人請安，志賀漢人患隱，新  
漢人広齊等，并八人也。
- 3 「夫樂浪海中有倭人。分為百余国。以歲時來獻見云」。
- 4 「建武中元二年，倭奴国奉貢朝賀。使人自称大夫。倭国之極南界也。光武賜以印綬」。
- 5 「倭国在高麗東南大海中，世修貢職。高祖永初二年，詔曰，倭讀万里修貢。遠誠宜甄可賜除授。太祖  
元嘉二年，讀又遣司馬書達奉表獻方物。讀死弟珍立。遣使貢獻，自称使持節都督倭百濟新羅任那秦韓  
慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王，表求除正。詔除安東將軍倭国王。珍又求除正倭隋等十三人平西征  
虜冠軍輔国將軍号。詔並聽。二十年，倭国王濟，遣使奉獻。復以為安東將軍倭国王。二十八年，加使  
持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事，安東將軍如故，並除所上二十三人軍郡。濟死。世子興，  
遣使貢獻。世祖大明六年，詔曰，倭王世子興，奕世戴忠，作藩外海，稟化寧境，恭修貢職，新嗣辺  
業。宜授爵号，可安東將軍倭国王。興死弟武立，自称使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七国諸  
軍事，安東大將軍，倭国王。順帝昇明二年，遣使上表。曰，封国偏遠，作藩于外。自昔祖祚，躬擐甲冑，  
山川跋涉，不遑寧處。東征毛人五十五国，西服衆夷六十六国，渡平海北九十五国，王道融泰，廓土遐  
畿。累葉朝宗，不愆于歲。臣雖下愚，忝胤先緒，驅率所統，歸崇天極，道遙百濟，裝治船舫。而句麗  
無道，凶欲見吞，掠抄辺隸，虔劉不已。每致稽滯，以失良風，雖曰進路，或通或不。臣亡考濟，突忿  
寇讐壅塞天路，控弦百万，義声感激，方欲大舉，奄喪父兄，使垂成功不獲一簣。居在諒闇，不動兵甲。  
是以偃息未捷。至今欲練甲治兵申父兄之志。義士虎賁文武効功，白刃交前，亦所不顧。若以帝德覆戴，  
摧此強敵，克靖方難，無替前功。窃自假開府儀同三司，其余咸假授以勸忠節。詔除武，使持節都督倭  
新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭王」。
- 6 前掲注1 参照。
- 7 『隋書・倭国伝』開皇二十年（600）条：  
開皇二十年，倭王姓阿每，字多利思比（北）孤，号阿輩雞弥，遣使詔闕。（後略）
- 8 前掲注1 参照。
- 9 これに先立つ第一回遣隋使派遣（600）について『新唐書』東夷伝日本伝は，  
「用明，亦曰多利思比孤，直隋開皇末，始与中国通」  
と記載し，多利思比孤を用明天皇としている。
- 10 神功皇后に対して、『書紀』は「神功皇后紀」を立てて天皇に準じる記載を残しているが，あくまでそ  
れは「皇后紀」であって，皇位に就いたことを認めているわけではない。また，欽明天皇即位前紀に  
は安閑天皇薨去の後，春日山田皇女に即位を請う記事があるが，即位はしていない。つまり，推古天  
皇の即位は初めての女性天皇の誕生を意味するのであり，これは日本のみならず，東アジア世界でも  
初めての，未曾有の事態であった。
- 11 前掲注5 参照。
- 12 『日本書紀』推古天皇元年（593）四月条：  
夏四月庚午朔己卯。立厩戸豊聡耳皇子為皇太子。仍録摂政。以万機悉委焉。橘豊日天皇第二子也。母  
皇后曰穴穗部間人皇女。皇后懷妊開胎之日。巡行禁中。監察諸司。至于馬官。乃当厩戸。而不劳忽産之。

生而能言。有聖智。及壯，一聞十人訴。以勿失能弁。兼知未然。且習內教於高麗僧慧慈。学外典於博士覺智。並悉達矣。父天皇愛之，令居宮南上殿。故称其名，謂上宮廐戸豊聡耳太子。

『日本書紀』用明天皇元年六月条：

立穴穗部間人皇女為皇后。是生四男。其一曰廐戸皇子。更名豊耳聡。聖徳。或名豊聡耳。法大王。或云法主王。是皇子初居上宮。後移斑鳩。於豊御食炊屋姫天皇世，位居東宮。総撰万機，行天皇事。

13『日本書紀』推古天皇十一年（603）十二月条。

14『日本書紀』推古天皇十二年（604）四月三日条：

皇太子親筆作憲法十七条。

15『日本書紀』推古天皇十四年（606）条に，太子が勝鬘經と法華經を講じた記述が見える。

16 この博士とは以下に見える五經博士を指すものだろう。『書紀』の紀年で継体七年は西暦513年，これに従えば，百済からの人的提供は太子の時代ですでに百年近く続けられていたことになるし，注24に掲げた応神紀の記事からたどればそれ以上の年月が経過していることになる。ここに至るまでの留学に依らない文化受容の実績を看過することはできない。

『日本書紀』継体天皇七年六月条：

七年夏六月。百済遣姐弥文貴將軍。洲利即爾將軍。副穗積臣押山。百済本記云。委意斯移麻岐弥。貢五經博士段楊爾。

17 前掲注12参照。

18『日本書紀』敏達天皇五年（576）三月条に「東宮聖徳」，同用明天皇元年（586）正月条に「廐戸皇子」，「豊耳聡聖徳」，「豊聡耳法大王」，前掲注12同推古天皇元年（593）四月条に「上宮廐戸豊聡耳太子」。

19 王勇『聖徳太子時空超越一歴史を変えた慧思後身説一』参照。

なお，中村元『聖徳太子』は「日本の聖徳太子はシナ天台の南嶽慧思禪師の生まれ変わりであるという伝説が日本で成立し，その伝説は古代シナでもかなり広く知られていた。」としている。

20 最後の遣唐使発遣をもって幕引きとすれば，承和五年（838）までの二百三十八年間となる。

21 最後の遣唐使任命をもって幕引きとすれば，寛平六年（894）までの二百九十四年間となる。

22 史的区分の方法はひとつではないが，一般的には大和時代を指す上古と，平安時代を範囲とする中古を合わせて古代としており，ここで言う古代日本の範囲もそれに従いたい。

23 佐伯有清「応神王朝の形成と渡来人」（『東アジア世界における日本古代史講座3』学生社・1981年）は，百済が遣使にあたって相手の国に「良馬二匹」を送るのは慣例であったらしいとしている。

24『日本書紀』応神天皇十五年八月六日条：

十五年秋八月壬戌朔丁卯。百済王遣阿直岐。貢良馬二匹。即養於輕坂上厩。因以阿直岐令掌飼。故号其養馬之処曰厩坂也。阿直岐亦能誦經典。即太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰。如勝汝博士亦有耶。対曰。有王仁者。是秀也。時遣上毛野君祖荒田別。巫別於百済。仍徵王仁也。其阿直岐者。阿直岐史之始祖也。

同十六年二月条：

十六年春二月。王仁来之。則太子菟道稚郎子師之。習諸典籍於王仁。莫不通達。故所謂王仁者。是書首等之始祖也。

なお，ここで阿直岐は「史之始祖也」，王仁は「書首等之始祖也」と記されている。これは文書を司る職掌が渡来人に始まり，渡来系の氏族に継承されていった事実を示している。つまり，ひとり太子菟道稚郎子だけが学んだのではなく，諸典籍の受容はここに始まり，継続されたのである。

25 聖徳太子の經典への通曉ぶり，理解度の深さについては，高句麗僧慧慈の教えもさることながら，難解な漢文經典を体得できる圧倒的な漢語の熟達が前提となろう。あるいは，『三経義疏』を『上宮聖徳太子伝補闕記』の伝えに従って太子の撰述と捉え，そこに求められる知見の深さを詳述できればいいのだが，それは筆者の筆に余ると言わざるを得ない。『上宮聖徳法王帝説』には「慧慈法師賈上宮御製璇環帰本国」とあり，師である慧慈をも感服させた撰述の質の高さを伝えている。なお，『三経義疏』

については、大庭脩・王勇『日中文化交流史叢書2 典籍』第3章「中国における日本漢籍の流布」に詳細があり、参考にした。

- 26 『史記』に倭に関する記述が見えず、『漢書』には見えることから、両書の成立した時間差に倭との交渉が始まったと捉えることもできよう。
- 27 拙稿「塞曹掾史張政は何をしに来たのか」（『中日文化論叢 1997』杭州大学出版社 1999 年 2 月）参照。
- 28 『日本書紀』天武天皇元年（672）九月条：  
是歳。宮宮室於岡本宮南。即冬，遷以居。焉是謂飛鳥淨御原宮。
- 29 『続日本紀』養老四年（720）五月癸酉条：  
先是。一品舍人親王奉勅。修日本紀。至是功成奏上。紀卅卷，系図一卷。
- 30 『続日本紀』文武四年（700）三月条。
- 31 『日本書紀』皇極天皇三年（644）正月条。
- 32 『日本書紀』推古天皇三十一年（623）七月条：  
三十一年秋七月，新羅遣大使奈末智洗爾，任那遣達率奈末智，並來朝。仍貢仏像一具，及金塔并舍利，且大灌頂幡一具，小幡十二条。即仏像居於葛野秦寺。以余舍利，金塔，灌頂幡等，皆納于四天王寺。是時，大唐學問者僧惠齊，惠光，及医惠日，福因等，並從智洗爾等來之。於是，惠日等共奏聞曰。留于唐國學者，皆學以成業。応喚。且其大唐國者法式備定之珍國也，常須達。